

静岡県企業局告示第1号

静岡県公営企業の設置等に関する条例第2条第4項第1号の用地及び同項第2号の施設を定める規則（平成2年静岡県規則第18号）第1条第5号の規定により、管理者が別に定める用地を次のとおり定めた。

平成30年3月30日

静岡県公営企業管理者
企業局長 黒田 晶信

用地の名称	内 容
陸上養殖施設用地	「陸上養殖施設」とは、陸上で行う水産養殖業の用に供する施設のうち、当該養殖に係る成育条件及び成育のモニタリングを基礎として、高度な成育条件の調節及び成育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に水産物を生産することができる施設及びその附帯施設をいう。
植物工場用地	「植物工場」とは、施設園芸農業の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設及びその附帯施設をいう。